

資料 2 : R6 地域内フィーダー系統

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

十公協第 号
令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 十日町市地域公共交通活性化協議会
住 所 新潟県十日町市千歳町 3 丁目 3 番地
代表者氏名 会長 関口 芳史

地域公共交通計画認定申請書 (案)

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和6年6月〇〇日

十日町市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

公共交通利用者は、人口減少や少子高齢化、モータリゼーションの進展などによって減少傾向にある。また、新型コロナウイルス感染症による行動変容に伴う利用者の減少や、事業者の経営状況の悪化に伴う路線廃止や減便、運転手の高齢化など、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。

このような中、自動車を運転しない高齢者や高校生などにとって、地域公共交通は重要な移動手段であり、今後も確保していかなければならない。また、高齢化の進行や運転免許証の返納など、今後はさらに公共交通サービスの必要性が高まるものと考えられる。

このため、地域公共交通確保維持事業により、地域内交通（十日町市中心部内及び中山間地域内の移動）の役割を担う地域内フィーダー系統を確保・維持し、地域住民の交通手段の存続を図る必要がある。当協議会は、令和6年2月に、地域公共交通確保維持事業を含む十日町市地域公共交通計画を策定した。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

地域内フィーダー系統である「十日町車庫前＝新水＝菅沼＝後山＝浦佐駅東口＝魚沼基幹病院線」について、以下のとおり目標を設定する。

- ア 利用者数について、前年比 100 パーセントを上回る。
- イ 収支率について、前年比 100 パーセントを上回る。
- ウ 十日町市の負担額について、前年比 100 パーセントを下回る。

(十日町市地域公共交通計画 P16～17、45 参照)

(2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を維持することにより、地域住民等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、地域間幹線系統と地域内フィーダー系統のネットワークが連携することで、効果的・効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

以下の取組について、交通事業者と十日町市が連携を図りながら実施する。

- ・ 運行内容の見直しや他の公共交通サービスとの乗継ダイヤの調整（交通事業者、十日町市）
- ・ 運行内容の変更等に伴うデジタル公共交通マップの更新（十日町市）

(十日町市地域公共交通計画 P51、54、58 参照)

<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者</p>
<p>表1を添付</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>「十日町車庫前＝新水＝菅沼＝後山＝浦佐駅東口＝魚沼基幹病院線」について、その運行に係る費用総額 5,400,461 円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を十日町市が負担する。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>交通事業者・十日町市保有のデータによるモニタリング・評価を実施</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>表5を添付</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- 令和6年2月6日（書面開催）
 - ・ 十日町市地域公共交通計画（案）について
→計画について、承認が得られた。

- 令和6年6月 日（書面開催）
 - ・ 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（令和7事業年度分）に係る地域公共交通計画認定申請書（案）について
 - ・ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（令和6事業年度分）に係る地域公共交通計画認定申請書（案）について
 - ・ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（令和7事業年度分）に係る地域公共交通計画認定申請書（案）について
(協議後、結果を記載)

19. 利用者等の意見の反映状況

(協議後、結果を記載)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

(所 属) 総務部企画政策課

(氏 名) 茂野 克哉

(電 話) 025-757-3193

(e-mail) t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

十日町市地域公共交通計画
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
十日町市地域公共交通計画（本編）P46～47
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
十日町市地域公共交通計画（本編）P47
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
十日町市地域公共交通計画（本編）P51、54、58
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
十日町市地域公共交通計画（本編）P45 十日町市地域公共交通計画（資料編）P65～67

【十日町市地域公共交通計画の URL】

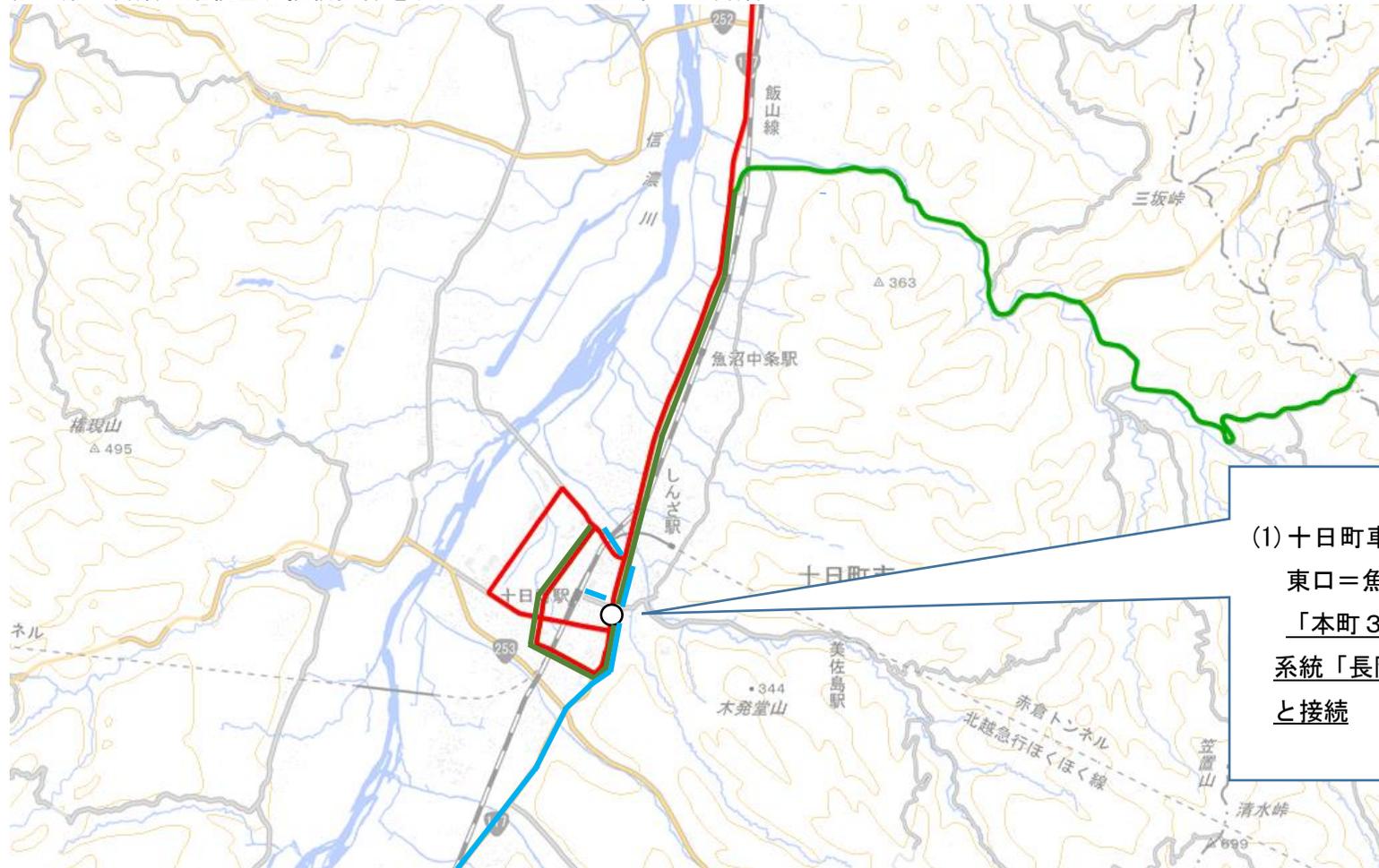
https://www.city.tokamachi.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/doro_kotsu/kokyokotsu/9371.html

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
十日町市	南越後観光バス 株式会社	(1) 十日町車庫前＝新 水＝菅沼＝後山＝ 浦佐駅東口＝魚沼 基幹病院線	十日 町車 庫前	十日 町病 院	魚沼 基幹 病院	往18.1km 復18.1km	120日	480.0回			路線定期運 行	①	「本町3丁目」バス 停で補助対象地 域間幹線系統「長 岡～十日町線」と 接続	①

表1 添付書類 系統図、接続要件を満たしていることがわかる書類



(1) 十日町車庫前＝新水＝菅沼＝後山＝浦佐駅
東口＝魚沼基幹病院線
「本町3丁目」バス停で補助対象地域間幹線
系統「長岡～十日町線」や「十日町～津南線」
と接続

凡例	区分	系統名
	補助対象地域間幹線系統	長岡～十日町線
	補助対象地域間幹線系統	十日町～津南線
	地域内フィーダー系統	十日町車庫前＝新水＝菅沼＝後山 ＝浦佐駅東口＝魚沼基幹病院線

平日型時刻表 ※月曜日～金曜日のみ運行(土曜・日曜・祝日及び8/13～16、12/29～1/3は全便運休)									
十日町車庫前→後山→魚沼基幹病院					魚沼基幹病院→後山→十日町車庫				
停留所	1	2	3	4	停留所	1	2	3	4
	快速	快速	快速	快速		快速	快速	快速	快速
十日町車庫前	08:05	10:35	13:05	16:05	魚沼基幹病院			11:30	14:40
総合体育館前	08:06	10:36	13:06	16:06	浦佐駅東口	06:45	08:20	11:35	14:45
十日町駅西口入口	08:07	10:37	13:07	16:07	後山	06:58	08:33	11:48	14:58
十日町病院前	08:08	10:38	13:08	16:08	菅沼	07:00	08:35	11:50	15:00
市役所前	08:11	10:41	13:11	16:11	枯木又入口	07:01	08:36	11:51	15:01
本町1丁目	08:12	10:42	13:12	16:12	克雪センター	07:01	08:36	11:51	15:01
高校入口	08:12	10:42	13:12	16:12	新水	07:02	08:37	11:52	15:02
本町3丁目	08:13	10:43	13:13	16:13	下村	07:02	08:37	11:52	15:02
本町4丁目	08:14	10:44	13:14	16:14	飛渡第一小学校前	07:03	08:38	11:53	15:03
本町5丁目	08:15	10:45	13:15	16:15	魚ノ田川入口	07:04	08:39	11:54	15:04
本町6丁目	08:16	10:46	13:16	16:16	焼野	07:05	08:40	11:55	15:05
本町7丁目	08:17	10:47	13:17	16:17	轟	07:06	08:41	11:56	15:06
四日町新田	08:18	10:48	13:18	16:18	轟入口	07:07	08:42	11:57	15:07
四日町	08:18	10:48	13:18	16:18	嘉勝	07:08	08:43	11:58	15:08
尾崎	08:19	10:49	13:19	16:19	本屋敷	07:09	08:44	11:59	15:09
太子堂	08:19	10:49	13:19	16:19	市の沢	07:10	08:45	12:00	15:10
中条中学校前	08:20	10:50	13:20	16:20	北原入口	07:11	08:46	12:01	15:11
中条	08:21	10:51	13:21	16:21	中条病院前	07:12	08:47	12:02	15:12
中条小学校前	08:22	10:52	13:22	16:22	中条新田	07:13	08:48	12:03	15:13
梅沢入口	08:23	10:53	13:23	16:23	梅沢入口	07:14	08:49	12:04	15:14
中条新田	08:24	10:54	13:24	16:24	中条小学校前	07:15	08:50	12:05	15:15
中条病院前	08:24	10:54	13:24	16:24	中条	07:16	08:51	12:06	15:16
北原入口	08:25	10:55	13:25	16:25	中条中学校前	07:17	08:52	12:07	15:17
市の沢	08:26	10:56	13:26	16:26	太子堂	07:18	08:53	12:08	15:18
本屋敷	08:27	10:57	13:27	16:27	尾崎	07:19	08:54	12:09	15:19
嘉勝	08:28	10:58	13:28	16:28	四日町	07:20	08:55	12:10	15:20
轟入口	08:29	10:59	13:29	16:29	四日町新田	07:21	08:56	12:11	15:21
轟	08:29	10:59	13:29	16:29	本町7丁目	07:22	08:57	12:12	15:22
焼野	08:30	11:00	13:30	16:30	本町6丁目	07:23	08:58	12:13	15:23
魚ノ田川入口	08:31	11:01	13:31	16:31	本町5丁目	07:23	08:58	12:13	15:23
飛渡第一小学校前	08:32	11:02	13:32	16:32	本町3丁目	07:24	08:59	12:14	15:24
下村	08:33	11:03	13:33	16:33	本町2丁目	07:25	09:00	12:15	15:25
新水	08:33	11:03	13:33	16:33	高校入口	07:25	09:00	12:15	15:25
克雪センター	08:34	11:04	13:34	16:34	本町1丁目	07:25	09:00	12:15	15:25
枯木又入口	08:35	11:05	13:35	16:35	市役所前	07:26	09:01	12:16	15:26
菅沼	08:37	11:07	13:37	16:37	十日町病院前	07:28	09:03	12:18	15:28
後山	08:39	11:09	13:39	16:39	十日町駅西口入口	07:29	09:04	12:19	15:29
浦佐駅東口	08:53	11:23	13:53	16:55	総合体育館前	07:30	09:05	12:20	15:30
魚沼基幹病院	09:00	11:30	14:00		十日町車庫前	07:35	09:10	12:25	15:35

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	十日町市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	34,750
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
十日町市地域公共交通計画	令和6年2月6日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表5 添付書類 人口集中地区以外の地区の区分がわかる地図



凡例 Legend	
 人口集中地区	Densely Inhabited District
—— 市区町村界	Boundary of Shi,Ku,Machi and Mura
≡≡≡ 新幹線	Shinkansen
≡≡≡ J R 線	Japanese Railways
≡≡≡ 私鉄線	Private Railways
201 市区町村番号	Code for Shi,Ku,Machi and Mura